

平成21年度 第2回
かすみがうら市地域公共交通会議

かすみがうら市

平成 21 年度 第 2 回かすみがうら市地域公共交通会議次第

日時 平成 21 年 7 月 15 日 (水)

午後 2 時 00 分?

場所 かすみがうら市役所千代田庁舎

防災センター 2 階研修室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

報告第 1 号 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者について

・かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定に係る調査内容及びスケジュールについて

議案第 1 号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

4 その他

5 閉会

報告第 1 号

かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者について

【選定事業者】

東京都千代田区平河町 1 - 2 - 10
ランドブレイン株式会社

【選定経過】

期 日	内 容	場 所
6月26日(金) 午前10時00分	<p>第1回かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者選定委員会</p> <p>1) かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務プロポーザル実施要領について</p> <p>2) かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託仕様書について</p> <p>3) かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者選定基準について</p> <p>4) 指名事業者の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A ・ B ・ C ・ D <p>5) プロポーザル実施方法について</p>	かすみがうら市役所 千代田庁舎第5会議室
7月9日(木) 午前10時00分	<p>第2回かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者選定委員会</p> <p>1) プレゼンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> A B C D <p>2) 事業者選定</p>	かすみがうら市役所 千代田庁舎第1会議室

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に関するを行うため設置する。</p>
<p>(協議事項)</p> <p>第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。</p> <p>(2)地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(3)市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(4)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。</p> <p>(2)地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(3)市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(4)連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(5)連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(6)連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(7)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。</p>

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱(改正案)

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に関するを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田461番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3)市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4)連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5)連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6)連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1)市長又はその指名する者
 - (2)国及び県の関係行政機関
 - (3)一般旅客自動車運送事業者
 - (4)一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
 - (5)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6)市議会議長
 - (7)市民又は公共交通の利用者の代表者
 - (8)学識経験者
 - (9)その他の交通会議が必要と認める者
- 2 交通会議に次の役員をおく
- (1)会長 1人
 - (2)監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は会長が召集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市役所市長公室企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。